

辺野古崎一帯における普天間代替基地建設計画に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年六月一日

喜納昌吉

参議院議長 扇 景殿



辺野古崎一帯における普天間代替基地建設計画に関する質問主意書

五月三十日、私は参議院外交防衛委員会で、「米軍再編」など防衛問題に関して額賀防衛庁長官に質疑し、辺野古崎一帯に建設されるという米海兵隊普天間航空基地の代替基地（以下「代替基地」という。）についての答弁を得た。

その答弁の一部に基づいて、以下質問する。

一 代替基地に弾薬庫も設置するか否かについて質疑したところ、大古防衛庁防衛局長は「今後、日米間で協議する」という趣旨の答弁をした。協議次第では、弾薬庫設置があり得るものと解釈されるが、改めて政府の見解を詳細に示されたい。

二 代替基地に軍港を建設するつもりかと質疑したところ、防衛庁長官は「つもりはない」という趣旨の明確な答弁をした。軍港建設を行わないことについて、改めて政府の見解を示されたい。

三 防衛庁長官は、軍港建設に関する答弁の中で「棧橋建設」計画に触れた。代替基地に大規模な棧橋を建設すれば、その棧橋は軍港と同じ機能を持つものと解釈される。この「棧橋」に、どのくらいの規模の船舶が停泊できるのか、武器弾薬類の積み降ろしの用途が含まれるか等棧橋の規模及び用途を含め、計画の

詳細を明らかにされたい。

右質問する。